

平成26年4月16日

関東交通プラン 平成26年度「重点施策(案)」 に関する意見募集について（お知らせ）

当局では、関東地域(1都7県)における公共交通・交通環境政策の具体的あり方を確立し、関係者と一体となって、安全・安心・便利で環境にやさしい交通の実現と観光による地域の活性化に向けた施策を推進していくため、平成17年4月に関東地方交通審議会より「関東交通プラン 2005-2015」【参考1】の答申をいただき、以後、その答申に基づき、様々な施策を推進して参りました。

さらに、答申から中間年である5年目を迎え、平成22年には、より効果的・効率的に施策を推進していくため、同審議会政策推進部会において、「関東交通プランの推進方針 2010-2015」【参考2】を決定しました。

この「関東交通プランの推進方針 2010-2015」においては、毎年度重点的に推進する施策について、政策推進部会での審議や市民からのパブリックコメントのご意見をいただいたうえで決定することとしております。今般、平成26年3月13日に開催した平成25年度第2回政策推進部会でいただいたご意見を踏まえ、平成26年度「重点施策(案)」【資料】をとりまとめました。

つきましては、平成26年度の重点的に推進する施策を決定するにあたり参考とするため、以下の意見募集要領のとおり広く国民の皆様からご意見を募集いたします。

※ 詳細は、別紙「意見募集要領」参照

「関東交通プラン 2005-2015」及び「関東交通プランの推進方針 2010-2015」並びに 平成26年度「重点施策(案)」の詳細は、関東運輸局のホームページで公開しています。

アドレス：http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/kikaku_sinkou/chikosin/index.html

【問い合わせ先】

国土交通省 関東運輸局

企画観光部 交通企画課 榎本 飯塚 tel:045-211-7209 fax:045-201-8807

交通環境部 環境課 鈴木 高橋 tel:045-211-7267 fax:045-211-7270

【同時配布先】

国土交通記者会、建設専門紙記者会、交通運輸記者会、茨城・栃木・群馬・千葉・埼玉・神奈川・山梨県政記者クラブ、都庁記者クラブ、横浜海事記者クラブ、関東運輸局記者会[ハイタク等専門紙]、物流専門紙

関東交通プラン 平成26年度「重点施策(案)」
に関する意見募集について

平成26年4月16日
関東運輸局

関東運輸局では、「関東交通プランの推進方針 2010-2015」に基づき、平成26年度の重点的に推進する施策（重点施策）について検討しております。

つきましては、下記要領にて広く国民の皆様のご意見を募集いたします。皆様からいただいたご意見につきましては、平成26年度の「重点施策」を決定する際の参考とさせていただきます。

〈意見募集要領〉

1. 意見募集対象

平成26年度「重点施策（案）」

「関東交通プランの推進方針 2010-2015」及び平成26年度「重点施策（案）」の詳細は、関東運輸局のホームページで公開しています。

アドレス：http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/kikaku_sinkou/chikosin/index.html

2. 意見募集期間

平成26年4月16日（水）から平成26年5月15日（木）まで

3. 意見の提出方法・提出先

意見提出様式にならい、以下のいずれかの方法で、意見を提出してください。

①電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）

電子メールアドレス：ky-kikaku@ktt.mlit.go.jp 関東運輸局企画観光部交通企画課あて
※電子メールの件名を「関東交通プラン「重点施策」意見」としてください。

②郵送の場合

〒231-8433 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎17階
関東運輸局企画観光部交通企画課あて

③FAXの場合

FAX番号：045-201-8807 関東運輸局企画観光部交通企画課あて

○留意事項

- ・電話による意見の受付は致しかねますので、ご了承ください。
- ・ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・いただいたご意見は、年齢、性別、お住まいの地域、ご職業を除き、関東運輸局のホームページで公開される可能性がありますので、ご承知おきください。

○お問い合わせ先

関東運輸局企画観光部交通企画課

電話番号：045-211-7209

関東運輸局企画観光部交通企画課あて

関東交通プラン「重点施策」に対する意見

1. 年齢
2. 性別
3. お住まいの地域

※都県及び市区町村までご記入ください。

4. ご職業

5. 意見
(該当箇所)

※意見に該当する施策名をご記入ください。

(意 見)

※「もっとこうすべき」、「こんな視点が抜けているのではないか」など、必要と思われる意見をご記入ください。

「関東交通プラン2005-2015」について

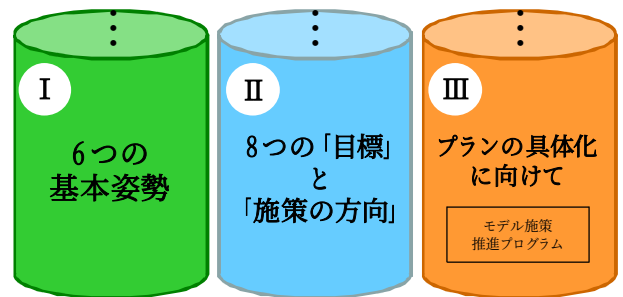
【参考1】



関東地方交通審議会 答申 関東交通プラン 2005-2015

～安全・安心・便利で環境にやさしい交通の実現と
観光による地域の活性化のための行動計画～

関東交通プランの3つの柱



I. 6つの基本姿勢

- ①市民・地域社会の重視
- ②他の行政分野との密接な連携
- ③国と自治体との適切な役割分担
- ④技術革新への積極的な対応
- ⑤競争環境の整備による交通サービス水準の向上
- ⑥基本的な公共交通サービスの確保

II. 8つの目標

- 目標1 交通・観光施策への市民参画
- 目標2 高齢者、障害者を含めた誰もが利用しやすい交通の実現
- 目標3 人々の国内・国際交流と都市の活力を支える都市交通・幹線交通の改善
- 目標4 過疎地・郊外地域における日常生活のための交通の確保
- 目標5 物流の効率化と新たな展開
- 目標6 将来世代のための環境に配慮した交通の確保
- 目標7 安全・安心な交通の確保
- 目標8 個性ある地域観光の振興と観光立国の実現

III. プランを具体化するための仕組み

「推進プログラム掲載施策」



中でもさらに

「モデル施策」

即効性 模範性
先進性
新規性 独創性

優先的・集中的な支援

- ◎優先的・集中的な補助採択
- ◎必要な情報の迅速な収集・提供
- ◎適宜適切な助言・提案

関東交通プランに基づく施策の実施と実現した効果

「関東交通プラン」に基づく「6つの基本姿勢」に沿って、「8つの目標」ごとに施策を推進してきた結果、これまでも様々な効果を実現。

「関東交通プラン」の効果的な推進に向けた方針

(1) 今後の重点課題とその取組方針

具体的な施策を重点的かつ効果的に実施していくため、他の行政計画との整合性を図りつつ、今後の重点課題とその取組方針を設定。

- 重点課題1 地域公共交通の活性化・再生
- 重点課題2 都市部の交通サービスの改善・向上
- 重点課題3 観光立国の実現
- 重点課題4 環境に配慮した交通の確保
- 重点課題5 物流の効率化及び国際競争力の強化
- 重点課題6 誰もが利用しやすい交通の実現
- 重点課題7 安全・安心な交通の確保

(2) 「関東交通プラン」の推進状況の検証方法の改善

① 関連指標の調査・分析

施策の推進状況を定量的に把握・検証するため、重点課題ごとに『関連指標』を設定。

② 交通・観光に対する意識調査の実施

一般市民を対象に、インターネットを活用した意識調査を実施し、その結果を定量的に評価。

(3) 政策推進部会の進め方

「関東交通プラン」に基づく施策の総合的な推進状況について効果的に審議いただけるよう、重点施策の推進状況と関連指標等の状況をあわせて報告する等、部会の審議内容や開催時期を見直す。

(4) 市民からの意見募集やモニタリングの実施

毎年度、重点施策の素案や関連指標に対する市民からの意見募集、一般市民を対象とした交通・観光に対する意識調査を行い、利用者・受益者・地域の一員である市民の意見を聴き、PDCAサイクルに反映し、交通・観光に関する個別具体的な施策を展開。

詳細は、関東運輸局のホームページで公開しています。

アドレス：http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/kikaku_sinkou/chikosin/index.html

1. 平成26年度 関東交通プラン 重点施策リスト(案)

資料

No	施策名 (重点課題)	主な取組	担当
①	【重点課題1】 地域公共交通の確保・維持・改善に向けた支援	○平成26年度以降の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正を踏まえた、地方自治体等に対するノウハウ面・財政面の支援。 ・地域公共交通確保維持改善事業を活用している地域への継続的な支援。 ・人材育成、ノウハウ・情報共有のためのシンポジウム・セミナーの開催。特に都県と連携したセミナーの開催頻度の増加・内容の充実を図る。 ・地域公共交通マイスター制度を一層充実させるため、新たな地域公共交通マイスターの募集を検討し、同制度の普及を図る。	企画観光部 交通環境部 鉄道部 自動車交通部 海事振興部
②	【重点課題2】 タクシー事業の適正化及び活性化に向けた取組の推進	・平成21年10月に施行されたタクシー適正化・活性化法に基づき、適正化及び活性化の推進に取り組んできたが、平成26年1月27日に改正タクシー適正化・活性化法が施行され、新たな特定地域では強制力の伴う供給削減措置が可能となった。 一方、準特定地域では引き続き地域の多様な関係者と一体となって、各協議会において作成された準特定地域計画の目標を達成するために、タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくりをはじめとする様々なタクシー事業の活性化策を推進するとともに、関係者への情報提供や調整等に努め、タクシー事業の諸問題の解消に向けた取り組みの推進を図る。	自動車交通部
③	【重点課題3】 オリンピック・パラリンピックを見据えた広域連携の強化等によるインバウンドの推進	・2020年東京オリンピック・パラリンピック開催の決定を受け、経済・観光への波及効果を具現化すべく、関東地域の地方自治体や観光協会、観光関係団体、経済界、企業等が一体となり海外での観光認知度向上・誘客促進のためのプロモーションや外国人旅行者の満足度向上のための受入環境整備などキャンペーン・事業を展開する。併せて、「関東観光推進会議」において、引き続き関係者の取組に関する情報共有を図る。 ・この他にも、関東ブロックの観光関係者と連携し、ビジット・ジャパン地方連携事業の実施等により、関東の特色を十分に生かした訪日旅行促進事業を展開する。	企画観光部
④	【重点課題4】 環境に配慮した交通の確保・推進	・国土交通省で策定作業を進めている新たな環境行動計画に基づき、関東運輸局環境対策アクションプランを策定し、地球温暖化問題や地域的な環境問題など、今後の課題へ向けて積極的に関係部局が一体となって取り組む。 主な取組として、地域の関係者と連携したエコ通勤推進会議を開催、エコ通勤優良事業所認証制度の普及促進、環境にやさしい経営を推進するためのグリーン経営推進マニュアルの普及促進及び認証取得講習会の開催や省エネ法による省エネ計画の実態調査を行い環境に配慮した事業運営の推進を図る。さらには、小学生を対象に交通環境負荷を学習する「交通エコロジー教室」を開催する等により、子供やその保護者に対する環境意識に関する啓発を図る。 ・超小型モビリティの導入促進に向けて、地方自治体主導による先導導入や試行導入の優れた取り組みを重点的に支援する。	交通環境部
⑤	【重点課題5】 関係者の連携によるモーダルシフト等の推進	・荷主企業、物流事業者等、物流に係る関係者によって構成される協議会が行うモーダルシフト等の推進を図る取組を支援する（「モーダルシフト等推進事業」）ことにより、環境負荷の少ない物流の実現を図るとともに、物流企業において深刻化している労働力不足の課題解決に資する効率的な物流体系の構築を図る。	交通環境部
⑥	【重点課題5】 国際コンテナ戦略港湾・京浜港の競争力強化に向けた物流の円滑化	・京浜港の国際競争力の強化の観点から、他の関係者と連携しつつ、国際フィーダー輸送機能の強化やインランドポート設置等により物流の円滑化を図ることによって、国際コンテナ戦略港湾である京浜港に貨物集荷を推進する。	交通環境部 海事振興部

No	施策名 (重点課題)	主な取組	担当
⑦	【重点課題6】 関係者の協働による総合的なバリアフリー化の推進	・バリアフリーネットワーク会議の開催については、地域での特色を考慮したり、必要に応じてテーマを定めて行うこととする。 ・知的・精神・発達障害者のバリアフリー化の推進については、知的・精神・発達障害者への理解を深めるとともに、対応方法について検討し、知的・精神・発達障害者のバリアフリー化を推進する。 ・「こころのバリアフリー」ガイドブックの有効活用について、学校関係者に啓蒙活動を行うとともに、地域への宣伝活動を促進する。 ・公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する理解及び協力の周知については、ベビーカーの利用しやすい環境づくりに向けて、ベビーカー使用者のマナー向上とともに周囲の方の理解や協力を得られるよう、広報・周知活動を実施する。	交通環境部
⑧	【重点課題7】 大規模地震等に対する防災対策のより一層の充実	・首都直下地震や南海トラフ巨大地震発生に備え、関東ブロックの地方支分部局と連携し、南海トラフ巨大地震にあっては地震対策計画を策定し、大規模災害対応の効果的な推進を目指す。 ・関東防災連絡会の構成員と、日頃から情報交換や訓練を連携して実施し、相互協力体制の構築を図る。 ・運輸安全防災・危機管理業務推進本部において、広域的な応援体制、モード横断的な防災対策に取り組む。	総務部
⑨	【重点課題7】 運輸安全・危機管理体制の強化	平成25年度に設置した総務部安全防災・危機管理課において、安全防災・危機管理体制のより一層の強化を図り、以下の取組を推進する。 〈事業者に対する指導・監督〉 ・鉄軌道等：重点監査の実施。講習会等により監査員の力量を向上。 ・自動車：新たな監査方針及び処分基準により、重大かつ悪質な法令違反の疑いのある事業者集中して監査を行い、違反の確認を受け厳格な処分を実施する。 ・船舶：実施計画に従い、年間を通して実施する。 〈運輸安全マネジメント〉 ・鉄軌道等：1回目評価結果を総括し見直した評価手法により、2回目評価を効率的に実施する。 ・自動車：事業者等が参加する各種講習会等において制度の周知を図るほか、平成26年度は2回目評価と拡大事業者の評価を実施するとともに、新たに義務付けられた貸切バス事業者に対する評価にも取り組む。 ・船舶：評価の必要性の高い事業者を選定し、2回目以降の評価を計画的に実施する。 〈関東地域事業用自動車安全対策会議〉 ・平成25年8月に開催された平成25年度関東地域事業用自動車安全対策会議において検討した結果を踏まえ、平成25年度関東地域事業用自動車安全対策施策実施目標を設定し、目標達成に向けた取組みを推進していく。 平成26年度は中間目標の評価年度にあたるため、これまでの5カ年に講じた施策効果を検証するとともに、最終年度(30年度)における目標達成に向けて重大事故の要因・分析を更に蓄積し、これを有効に活用した事故防止対策を関係業界と連携して検討する。 〈事業者に対する危機管理〉 ・夏季及び年末年始輸送安全総点検において、運輸事業者等の新型インフルエンザ感染防止、テロ防止の対策の実施状況を確認する。 〈踏切事故防止のための啓蒙活動の実施〉 ・踏切事故の多くは、踏切通行者の直前横断や落輪・停滞などによるものであり、踏切事故の防止には、踏切通行者に対する安全意識の高揚を図ることが必須であることから、踏切通行者に対する啓蒙活動を実施する。	総務部 鉄道部 自動車監査指導部 自動車技術安全部 海上安全環境部